

商 業 動 態 統 計 調 査

商業動態調査票甲 記入要領

（大規模卸売店用）

- ・ 調査票の記載内容については秘密が保護されます。
- ・ 過去の調査票は使用せず、同封の最新の票をお使いください。

2025年1月改訂版

経済産業省大臣官房調査統計グループ

甲調査票 記入要領

I 調査の概要

1. 調査の目的

この調査は、商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成することを目的としています。

2. 調査の根拠法規

この調査は、統計法(平成19年法律第53号)に基づく基幹統計調査として、これに基づく商業動態統計調査規則により実施するものです。この調査の対象となったすべての事業所は報告の義務があります。

3. 調査の期日

この調査は、毎月末日現在で行います。

なお、商品手持額は、四半期(3月、6月、9月及び12月)末日現在で行います。

4. 調査対象

この調査の対象は下記に該当する事業所のうち、経済産業大臣が指定した事業所です。

- ・ 日本標準産業分類に掲げる中分類50—各種商品卸売業に属する事業所のうち従業者100人以上の事業所。
- ・ 日本標準産業分類に掲げる中分類51—繊維・衣服等卸売業から中分類55—その他の卸売業(細分類5598—代理商、仲立業を除く)までに属する事業所のうち従業者200人以上の事業所。

なお、この調査は事業所単位ですので、本店・支店など個々の事業所が上記条件に該当する場合は、対象事業所として毎月調査が行われます。

この調査は毎月実施している調査であり、1年間で調査が終了するものではなく、5年ごとに調査対象の見直しを行っているため、上記条件に該当する場合は、継続して調査対象となります。

企業全体では製造業の格付けであっても、調査の対象となった事業所が製造品などの販売を行い、販売額が発生している場合は調査の対象となります。

【卸売業の定義】

卸売業とは、主として次の業務を行う事業所をいいます。

- ① 小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所(同一企業内の本支店間または支店相互間での帳簿上の商品の振替も販売に含む)
- ② 産業用使用者(建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等)に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

③ 主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など）を販売する事業所

④ 製造業の会社が別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店・営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店・営業所は卸売事業所とする。

⑤ 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。

5. 報告者

報告者とは、事業所の管理責任者（以下「報告者」という）をいいます。報告者は、調査票に掲げる事項について報告しなければなりません。なお、報告者が報告を行わなかったり、虚偽の報告をしたりすると、統計法によって罰せられることがあります。

調査票の「報告者の氏名」欄に事業所の管理責任者の氏名、「この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名」欄に答えることのできる方の氏名をご記入ください。

6. 調査票の提出期限、提出先、提出部数及び提出方法

調査票に掲げる事項について記入し、これに記名し、調査該当月の翌月 15 日までに到着するよう、同封の返信用封筒で経済産業大臣（※）に 1 部提出してください。

※提出先住所

〒100-8902 東京都千代田区霞が関一丁目 3 番 1 号

経済産業省大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室 商業動態統計班

なお、同封の返信用封筒を使用する場合は、郵便事務処理上、経済産業省到着までに約 4 日間を要しますので、返送日に配慮してください。

調査票は、紙の提出の他、オンラインによる提出方法があります。オンラインによる提出については、9 ページに記載の「Ⅲ オンラインによる提出」をご覧ください。

7. 商業動態統計調査報告控

後日、ご報告いただいた内容について照会させていただく場合がありますので、12～15 ページの「商業動態統計調査報告控」に報告者の控えとして調査事項を記入の上、保存してください。なお、調査票を控えとして使用しないでください。

8. 調査票の秘密の保護

調査票の取扱いについては、統計法第41条で個人又は法人その他の団体の秘密は保護されており、第40条では統計上の目的以外の使用は禁じられています。したがって、徴税、その他報告者の利害に関することに使用されることはありません。また、第57条では、この調査に従事する者がその業務に関して知り得た秘密を他に漏らした場合は処罰を受けることとなっていますので、個々の調査票は秘密扱いとされ、外部に漏れることはありません。

II 調査事項と記入上の注意

1. 一般事項

2025年1月分記入については、開始月用調査票にご記入ください。2月分以降は毎月用調査票をご使用ください。開始月用調査票について、1月分から新たに甲調査対象となった事業所（乙調査から甲調査に変更になった事業所を含む）のみ、12月分・1月分をご記入ください。2024年調査から継続して対象となった事業所は1月分のみご記入ください。

(1) 調査票名下の「年 月分」の欄には、調査該当月の年月を必ず記入してください。これは、調査票を提出する年月ではありませんので、注意してください（調査票の見本は16ページ参照）。また、調査票下段「調査票番号」となりの「年月分」の欄にも、調査該当月の年(西暦下2桁)、月を記入してください。

<調査票上段>



政府統計

(秘)

基幹統計

商業動態統計調査
商業動態調査票
(大規模卸売店用)

甲

提出先 経済産業大臣
提出日 翌月15日
部 数 1部

年 月 分

調査該当月の年月(同じ年月)
を記入してください。

<調査票下段>

統計調査番号			調査票番号				年月分		事業所・企業番号															
							年	月																
A	0	3	0	0	0	1	2	0																
							法人番号																	

(2) 「事業所・企業番号」は、1事業所に1つの番号となっております。

経済産業省及び調査事務局への問合せの際はこちらの番号をお知らせください。

(3) 「法人番号」は1法人に1番号（13桁）が国税庁長官から指定される番号です。

法人の支店や事業所には法人番号はありませんが、本社等で指定されている法人番号を記入してください。個人のマイナンバー（12桁）を誤って記入しないようご注意ください。

(4) 調査の時期に休業中であっても、企業・事業所名、所在地、月末従業者数を記入して提出してください。なお、商品手持額などがあれば、それも記入してください。

(5) 金額は、「¥」記号は付けずに、百万円未満を四捨五入して記入してください。

また、単位未満の場合や商品販売額ならびに商品手持額がない場合は、“0”と記入してください。

(6) 休業、その他特別の理由で商品販売額ならびに商品手持額などの記入事項に著しい変動があった場合は、備考欄にその理由を記入してください。

(7) 調査票には、黒か青のインク又はボールペンではっきり記入してください。

(8) 調査票にプリントしてある記入内容に誤りがある場合は、赤字にて修正をお願いします。

2. 記入事項

(1) 企業・事業所名及び所在地

企業・事業所名及び所在地（電話番号含む）については、プリントしてある記入内容に誤りがある場合は、赤字にて修正をお願いします。空欄の場合は記入してください。

(2) 商品販売額

調査月の販売額を、次によって記入してください。

① 販売額は、月初めから月末までの1か月間のものを記入してください。

なお、やむを得ない場合は、一定の日を定めてその日から1か月前の期間を調査期間とすることは差し支えありません。ただし、その後は調査期間の変更をしないでください。

② 調査開始月である1月分の調査においては、1月分の販売額を「1月分商品卸売販売額A」欄に、調査開始月の前月である12月分の販売額についても「12月分商品卸売販売額C」に販売額を記入してください（12月分販売額の記入は1月から新たに甲調査対象となった事業所のみ）。

③ 商品販売額は、7～8ページの商品分類表の内容例示によって記入してください。

④ 現金販売は、その代金の全額を計上してください。

⑤ 掛売販売は、商品を引き渡したときに、その代金の全額を販売額に計上してください。

⑥ 他に商品の販売を委託したときは、受託者から販売済の通知があったとき又は受託者からその代金を受け取ったときに、その金額を販売額に計上してください。

- ⑦ 商品の受託販売を行っている事業所は、その取扱額を販売額として計上してください。
- ⑧ 試用販売は、購入の申し出があり、売買契約が成立したとき又は代金を入金したときに、販売額に計上してください。
- ⑨ 船荷証券、貨物引換証、倉荷証券による販売は、証券を裏書譲渡したときに、販売額に計上してください。
- ⑩ 金投資（貯蓄）口座用地金の売上げは、販売額に含めないでください。
- ⑪ 貴金属ディーリング取引額及び実需の伴わない先物取引額は、販売額に含めないでください。
- ⑫ 自家消費（事務用など）した商品の代金は、販売額に含めてください。
- ⑬ 消費税などの間接税は、販売額に含めてください。
- ⑭ 加工賃、修理料、仲介手数料などの収入は、販売額に含めないでください。ただし、商品の販売額と分けることが困難な場合は、販売額に含めても差し支えありません（その際は、備考欄にその旨を記入してください）。
- ⑮ 企業内事業所間の商品振替については、振替仕切額で販売額に計上してください。
- ⑯ 不動産の売上げは、販売額に含めないでください。

(3) 期末商品手持額

販売するための商品手持額を、次によって記入してください。

- ① 商品手持額は、7～8ページ記載の商品分類表の内容例示によって記入してください。
- ② 商品手持額の評価は、仕入価格（仕入先事業者が消費税を上乗せした価格）によってください。ただし、それが困難な場合は、消費税込みの時価又は販売価格のいずれによっても差し支えありません。
- ③ 営業倉庫又は他の場所にある自家倉庫、置場などに保管している商品も、商品手持額に含めてください。
- ④ 買入れた商品が、調査日現在において輸送中であるとき、また、売手の手元にあるときでも、これを商品手持額に含めてください。
- ⑤ 委託販売は、その商品を委託者側の手持額に含めないで、受託者の手持額として記入してください。
- ⑥ 期末商品手持額がない場合又は単位未満は、0（ゼロ）を記入してください。また、やむを得ず本社で一括して商品手持額を計上している場合は、備考欄にその旨を記入してください。

(4) 販売先別商品販売額

調査月の販売額を、次によって記入してください。

- ① 「商品輸出額」とは、自社名で通関手続きを行って、直接輸出したものをいいます。したがって、貿易業者又は国内の外国商社を経由して販売した商品は、輸出額としないで、国内販売額に含めてください。
- ② 「輸入品の国内卸売販売額」とは、自社名で通関手続きを行って、直接輸入した商品を国内で販売したものをいいます。
- ③ 「国内仕入品の国内卸売販売額」とは、国内で商社、生産業者などから商品を仕入れ、国内で販売したものをいいます。また、自社製造品の国内販売・国内自社事業所間の商品振替も含みます。
- ④ 調査開始月である１月分の調査における１２月分・１月分販売額の記入については４ページに記載の(2)商品販売額②の記載と同様にお願いします。

(5) 月末従業者数

調査月の末日現在で、主としてこの事業所の業務に従事する人員（会社・団体の有給役員及び常用雇用者をいいます）を記入してください。

「常用雇用者」とは、期間を定めず又は１か月以上の期間を定めて雇用している者をいいます。なお、他の事業所から派遣されてきている者は除き、他の事業所に派遣している者は含めません。

(6) 備考欄

調査月において、特別な事情により販売額に影響があった場合は、備考欄にその理由を簡単に記入するようにしてください。また、その他特記すべき事項が生じたときも、備考欄にその旨を記入してください。

(7) 商品分類表

調査票甲の商品販売額及び商品手持額は、７～８ページに記載の内容例示により記入してください。

商品分類表（大規模卸売店用）

商品販売額及び商品手持額は、この商品分類表の内容例示によって記入してください。

番号	調 査 品 目	内 容 例 示
0101	織 維 品	生糸、綿花（未熟綿を含む）、羊毛、化学繊維（スフ、アセテート、合成繊維、溶解パルプなど）、その他の繊維原料（麻類、羊毛以外の獣毛など）、織物用の糸（綿糸、毛糸、絹糸、麻糸、人絹糸、スフ糸など）、綿織物、毛織物、絹織物、化学繊維織物、その他の織物（麻織物、ニット生地など）など
0102	衣 服 ・ 身 の 回 り 品	洋服（背広、婦人服、子供服、制服、オーバー、ズボン、スカート、ワイシャツ、セーターなど）、下着類（シャツ、スリッパ、ブラジャー、パンツなど）、寝具類（布団、布団綿、毛布、蚊帳、丹前、座布団、まくら、マットレスなど）、靴類（付属品を含む）、履物（げた、草履、スリッパ、鼻緒など）、かばん・袋物（トランク、ハンドバッグ、ランドセル、財布、定期券入れなど）、その他の衣服・身の回り品（和服、和装用下着、和装小物、割ぼう着、タオル、手ぬぐい、ハンカチーフ、ネクタイ、マフラー、スカーフ、手袋、足袋、靴下、手編毛糸、帽子、和洋傘、装身具（貴金属製を除く）、くし、ブラシ、かんざし、ピン、リボン、ボタン、縫針、縫糸、喫煙具、扇子、うちわなど）など
0103	農 畜 産 物 ・ 水 産 物	米、麦、雑穀（ひえ、あわなど）、小麦粉、でん粉、豆類、野菜、果実（木の実を含む）、食肉、生鮮魚介類（鮮魚、貝類、冷凍魚介など）、その他の農畜産物・水産物（原皮、原羽毛、家畜、鶏、卵、はちみつ、海藻類など）など
0104	食 料 ・ 飲 料	砂糖、味そ、しょう油、酒類、乾物、缶詰、瓶詰、菓子、パン、飲料、茶類、乳製品、その他の食料・飲料（うま味調味料、ソース、食酢、漬物、納豆、豆腐、氷、ハム、ソーセージ、水産練製品、塩蔵魚、食用塩、くん製品、乾めん類、ぶどう糖、食用香料、食用油など）など
0105	医 薬 品 ・ 化 粧 品	医薬品（合成医薬品、薬種、漢方薬、薬用酒など）、医療用品（ガーゼ、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、衛生用ゴム製品、氷枕、紙おむつなど）、化粧品、歯磨、石けん、洗剤、シャンプーなど
0106	化 学 製 品	塗料（ラッカー、パテを含む）、印刷インキ、染料、顔料、油脂、ろう、火薬類（花火、火工品を含む）、その他の化学製品（硫酸、硝酸、塩酸、乳酸、防腐剤、溶剤、にがり、硫黄、ソーダ、接着剤、現像液、なめし革剤、農薬、コールドタール、プラスチック素材、工業用アルコール、圧縮ガス、液化ガス、油煙、カーボンブラック、筆記用インキ、靴ずみ、合成ゴム、セルロイド生地、ドライアイスなど）など
0107	石 油 ・ 石 炭	原油、揮発油、灯油、軽油、重油、潤滑油、グリース、パラフィン、アスファルト、道路油、天然ガス、プロパンガス、LPガス、石炭、コークスなど
0108	鉱 物	鉄鉱石、マンガン鉱、ボーキサイト、石灰石、雲母、黒鉛、陶磁器用粘土など
0109	鉄 鋼	銑鉄、原鉄、鑄鉄、フェロアロイ、鋼、鋼半製品、鑄鋼、鍛鋼、普通鋼鋼材、特殊鋼鋼材、鋼管、棒鋼、軌条、鋼板、鉄鋼二次製品（鉄線、トタン、ブリキ、ドラム缶、高压容器、鋼索、有刺鉄線、溶接棒、発条など）など
0110	非 鉄 金 属	非鉄金属（地金、線、管、はく（箔）、金属粉など）など

番号	調 査 品 目	内 容 例 示
0111	一 般 機 械 器 具	事務用機械器具（プリンター、電卓、複写機、金銭登録機（レジスタ）、タイムレコーダ、金庫、ワードプロセッサなど）、農業用機械器具（耕うん機、ハンドトラクタ、除草機、カルチベータ、ハロー、噴霧機、散粉機、脱穀機、粃すり機、米選機など）、はん用内燃機関、繊維関係機械器具、ポンプ、圧縮機（真空ポンプ、油圧ポンプ、空気圧縮機など）、ミシン、建設・鉱山機械器具（建設用機械、土木用機械、採油用機械など）、金属加工機械器具（金属工作機械、鍛造機、作業工具など）、その他の一般機械器具（自動販売機、製本機械、ボイラ、特殊産業用機械、動力伝導装置、化学機械、荷役運搬設備、消化器、ピストンリング、製菓機械、圧搾機械、石油コンロ、石油ストーブ、ガス器具、配管用品など）など
0112	自 動 車	乗用車、トラック、二輪自動車、その他の自動車（バスなど）、自動車部分品・付属品など
0113	その他の 輸送用機械器具	自転車、船舶、航空機、鉄道車両、産業用車両、作業用運搬車（フォークリフトトラック、動力付き運搬車など）など
0114	家庭用電気機械器具	テレビジョン・ラジオ受信機、ステレオ、DVD、VTR、デジタルカメラ、エアコン、扇風機、電気洗濯機、電気掃除機、電気冷蔵庫、電子レンジ、電気がま、電気こたつ、トースター、ミキサ、電気ストーブ、電気アイロン、照明器具（家庭用）など
0115	そ の 他 の 機 械 器 具	写真機、映写機、撮影機、時計、顕微鏡、望遠鏡、双眼鏡、光学レンズ、長さ計、体積計、はかり、温度計、体温計、その他の測量・測定機械器具、医療用機械器具、理化学機械器具、コンピュータ、パソコン、電話機、携帯電話機、ファクシミリ、有線通信機械、伝送装置、電鈴、電信信号装置、警報器、発電機、電動機、変圧器、充電器具、電線・ケーブル、電気炉、蓄電池、開閉装置、電力制御装置、配線器具、照明器具（家庭用を除く）、一次電池、電気絶縁材料、ネオンサイン装置、電線器具、架線金物、X線装置、超音波応用装置、高周波応用装置、集積回路、半導体など
0116	建 築 材 料	木材、竹材、合板、すぎ皮（杉皮）、セメント、板ガラス、かわら、れんが、タイル、スレート、ヒューム管、セメントポール、石材、人造石、大理石、コンクリートブロック、砂・砂利、石灰、繊維板、壁土、大谷石、生コンクリート、ベニヤ化粧板、サッシ、土管、衛生用陶器、プレハブ住宅用部材、パネル等建材など
0117	紙 ・ 紙 製 品	紙（加工紙を含む）、段ボール製品、紙器、学用紙製品、包装紙、日用紙製品、ノート、アルバム、帳簿、紙袋など
0118	そ の 他 の 商 品	空瓶・空缶等空容器、鉄スクラップ、非鉄金属スクラップ、古紙、繊維ウエイス、その他の再生資源（ガラスくず、くずゴムなど）、家具・建具（ふろおけ、神具、仏具、鏡、ブラインドを含む）、荒物（ろうそく、わら工品、はけ、日用雑貨、ほうき、荷造ひも、線香、家庭用おけ、たる、掃除用ブラシ、折箱、経木など）、畳、敷物、カーテン、陶磁器、ガラス器、その他のじゅう器（魔法瓶、合成樹脂製食器、漆器、銀製食器、すず器など）、金物（刃物、利器工匠具、鉋前、金具、金網、かすがい、ボルト、ナット、リベット、金属製台所用品、くぎ、蛇口など）、薪炭（まき、木炭、練炭、豆炭、タドンなど）、肥料（化学肥料、有機質肥料など）、書籍、雑誌、カレンダー、運動具（各種スポーツ服、狩猟用具を含む）、玩具、娯楽用品（児童用乗物、模型教材、乳母車を含む）、天然ゴム、なめし革、製紙用パルプ、文房具、漁網、研磨材料、鯉のぼり、仮設トイレ、シート、土産物細工、ジュエリー製品、宝石類、種子、種苗、飼料、ペットフード、マニラロープ、ゴム製品（手袋、ホース、ベルトなど）、写真感光材料、記章、バッジ、メダル、美術骨とう品（書画、刀剣など）、楽器、愛がん用動物、たばこなど

Ⅲ オンラインによる提出

オンラインによりご報告いただく場合は、以下の手順にてデータの入力等を行ってください（パソコン環境によってはお使いいただけない場合がありますので、10ページに記載のパソコン環境をご確認ください）。

なお、調査対象者IDやパスワードがわからなくなったなどご不明な点がございましたら、11ページに記載の「経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室 オンライン調査担当」までお問合せください。

- ① 政府統計オンライン調査総合窓口 (<https://www.e-survey.go.jp>) を開いて政府統計コード、調査対象者ID、パスワードを入力し、政府統計オンライン調査システムにログインします。

(※)既に甲調査についてオンラインでご回答いただいている方は、引き続き現在のID、パスワードでご利用いただけます。

2024年調査から継続して甲調査対象となり、新たにオンラインでご回答をされる方は、11ページ記載の「経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室 オンライン調査担当」までお問合せください。

- ② 調査票の一覧画面から報告する調査票（商業動態調査票 甲）を選択して、電子調査票をダウンロードします。

③ 以下のような入力画面が表示されますので、この画面で報告データを入力します。入力完了後、画面上のボタンより、電子調査票の保存、送信をして作業は終了です。

詳しい入力方法については「操作方法」をご確認ください

送信時に再度入力を求められるパスワードとは、初期設定のパスワードからご自身で変更されたパスワードのことです

◆政府統計オンライン調査システム利用の推奨環境（2024年10月現在）

OS	ブラウザ	表計算ソフト（※2） （Excel調査票をご利用の場合のみ）
Windows 11（※1）	Firefox 131 Google Chrome 129	Excel for Microsoft 365 Microsoft Office Excel 2021 Microsoft Office Excel 2019 Microsoft Office Excel 2016
Windows 10（※1）	Microsoft Edge 129	
macOS 15	Safari 18	-

（※1）「デスクトップモード」の場合に限ります。

（※2） 表計算ソフトにおける注意事項は以下の通りです。

- ・ Microsoft Office Excel 以外の表計算ソフトには対応していません。
 - ・ 利用可能なバージョンは統計調査によって異なります。
 - ・ マクロ機能が組み込まれている Excel 調査票については、マクロ機能を有効にする必要があります。
 - ・ また、Excel のマクロ機能が有効な場合においても、ご利用の環境により回答送信できない場合（※）があります。
- （※）例えば、企業内ネットワークにおいて仮想ブラウザが採用されている場合等が想定されます。

「政府統計オンライン調査システム」推奨環境の最新情報は、以下のページからご確認ください。

https://www.e-survey.go.jp/recommended_env

◆オンラインによる提出の際のお願い

- （1）販売額が単位未満もしくは発生しない場合は、該当回答欄には0（ゼロ）を入力してください。
- （2）回答者情報に変更が発生した際は必ず入力してください。変更がない場合は入力不要です。

IV その他

【商業動態統計調査についての問合せ先】

<商業動態統計調査事務局>

電話：０１２０－４２９－８５６（無料ダイヤル）

E-mail: bz1-kou-chousa@meti.go.jp

受付時間：平日 ９：００～１８：００

【政府統計オンライン調査システムについての問合せ先】

〒１００－８９０２ 東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省 大臣官房調査統計グループ 統計情報システム室

オンライン調査担当

電話：０３－３５０１－１０９０（直通）

E-mail: bz1-stats-info@meti.go.jp

受付時間：平日 ９：００～１８：００

【経済産業省HP オンラインによる統計報告】

<https://www.meti.go.jp/statistics/toppage/onchotop.html>

上記 HP にはオンライン報告による操作マニュアルやよくある質問及び回答が記載されています。操作時の参考にご覧ください。

【調査実施者】

〒１００－８９０２ 東京都千代田区霞が関１－３－１

経済産業省 大臣官房調査統計グループ サービス動態統計室

商業動態統計班

電話：０３－３５０１－１５１１（内線）２８９８，２８９９

商業動態統計調査（甲）報告控

調 査 事 項			1月分							2月分							3月分						
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
商 品 販 売 額	0101	織 維 品																					
	0102	衣 服 ・ 身 の 回 り 品																					
	0103	農 畜 産 物 ・ 水 産 物																					
	0104	食 料 ・ 飲 料																					
	0105	医 薬 品 ・ 化 粧 品																					
	0106	化 学 製 品																					
	0107	石 油 ・ 石 炭																					
	0108	鉱 物																					
	0109	鉄 鋼																					
	0110	非 鉄 金 属																					
	0111	一 般 機 械 器 具																					
	0112	自 動 車																					
	0113	その他の輸送用機械器具																					
	0114	家庭用電気機械器具																					
	0115	そ の 他 の 機 械 器 具																					
	0116	建 築 材 料																					
	0117	紙 ・ 紙 製 品																					
	0118	そ の 他 の 商 品																					
	0119	合 計																					
販 売 先 別	0121	商 品 輸 出 額																					
	0122	輸入品の国内卸売販売額																					
	0123	国内仕入品の国内卸売販売額																					
期 末 商 品 手 持 額	0101	織 維 品																					
	0102	衣 服 ・ 身 の 回 り 品																					
	0103	農 畜 産 物 ・ 水 産 物																					
	0104	食 料 ・ 飲 料																					
	0105	医 薬 品 ・ 化 粧 品																					
	0106	化 学 製 品																					
	0107	石 油 ・ 石 炭																					
	0108	鉱 物																					
	0109	鉄 鋼																					
	0110	非 鉄 金 属																					
	0111	一 般 機 械 器 具																					
	0112	自 動 車																					
	0113	その他の輸送用機械器具																					
	0114	家庭用電気機械器具																					
	0115	そ の 他 の 機 械 器 具																					
	0116	建 築 材 料																					
	0117	紙 ・ 紙 製 品																					
	0118	そ の 他 の 商 品																					
	0119	合 計																					
0201	月 末 従 業 者 数		人							人							人						
備考																							

商業動態統計調査（甲）報告控

調 査 事 項			4月分							5月分							6月分						
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
商 品 販 売 額	0101	織 維 品																					
	0102	衣 服 ・ 身 の 回 り 品																					
	0103	農 畜 産 物 ・ 水 産 物																					
	0104	食 料 ・ 飲 料																					
	0105	医 薬 品 ・ 化 粧 品																					
	0106	化 学 製 品																					
	0107	石 油 ・ 石 炭																					
	0108	鉱 物																					
	0109	鉄 鋼																					
	0110	非 鉄 金 属																					
	0111	一 般 機 械 器 具																					
	0112	自 動 車																					
	0113	そ の 他 の 輸 送 用 機 械 器 具																					
	0114	家 庭 用 電 気 機 械 器 具																					
	0115	そ の 他 の 機 械 器 具																					
	0116	建 築 材 料																					
	0117	紙 ・ 紙 製 品																					
	0118	そ の 他 の 商 品																					
	0119	合 計																					
販 売 先 別	0121	商 品 輸 出 額																					
	0122	輸 入 品 の 国 内 卸 売 販 売 額																					
	0123	国 内 仕 入 品 の 国 内 卸 売 販 売 額																					
期 末 商 品 手 持 額	0101	織 維 品																					
	0102	衣 服 ・ 身 の 回 り 品																					
	0103	農 畜 産 物 ・ 水 産 物																					
	0104	食 料 ・ 飲 料																					
	0105	医 薬 品 ・ 化 粧 品																					
	0106	化 学 製 品																					
	0107	石 油 ・ 石 炭																					
	0108	鉱 物																					
	0109	鉄 鋼																					
	0110	非 鉄 金 属																					
	0111	一 般 機 械 器 具																					
	0112	自 動 車																					
	0113	そ の 他 の 輸 送 用 機 械 器 具																					
	0114	家 庭 用 電 気 機 械 器 具																					
	0115	そ の 他 の 機 械 器 具																					
	0116	建 築 材 料																					
	0117	紙 ・ 紙 製 品																					
	0118	そ の 他 の 商 品																					
	0119	合 計																					
0201	月 末 従 業 者 数		人							人							人						
備考																							

商業動態統計調査（甲）報告控

調 査 事 項			7月分						8月分						9月分								
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
商 品 販 売 額	0101	織 維 品																					
	0102	衣 服 ・ 身 の 回 り 品																					
	0103	農 畜 産 物 ・ 水 産 物																					
	0104	食 料 ・ 飲 料																					
	0105	医 薬 品 ・ 化 粧 品																					
	0106	化 学 製 品																					
	0107	石 油 ・ 石 炭																					
	0108	鉱 物																					
	0109	鉄 鋼																					
	0110	非 鉄 金 属																					
	0111	一 般 機 械 器 具																					
	0112	自 動 車																					
	0113	その他の輸送用機械器具																					
	0114	家庭用電気機械器具																					
	0115	その他の機械器具																					
	0116	建 築 材 料																					
	0117	紙 ・ 紙 製 品																					
	0118	そ の 他 の 商 品																					
	0119	合 計																					
販 売 先 別	0121	商 品 輸 出 額																					
	0122	輸入品の国内卸売販売額																					
	0123	国内仕入品の国内卸売販売額																					
期 末 商 品 持 有 額	0101	織 維 品																					
	0102	衣 服 ・ 身 の 回 り 品																					
	0103	農 畜 産 物 ・ 水 産 物																					
	0104	食 料 ・ 飲 料																					
	0105	医 薬 品 ・ 化 粧 品																					
	0106	化 学 製 品																					
	0107	石 油 ・ 石 炭																					
	0108	鉱 物																					
	0109	鉄 鋼																					
	0110	非 鉄 金 属																					
	0111	一 般 機 械 器 具																					
	0112	自 動 車																					
	0113	その他の輸送用機械器具																					
	0114	家庭用電気機械器具																					
	0115	その他の機械器具																					
	0116	建 築 材 料																					
	0117	紙 ・ 紙 製 品																					
	0118	そ の 他 の 商 品																					
	0119	合 計																					
0201	月 末 従 業 者 数		人							人							人						
備 考																							

商業動態統計調査（甲）報告控

調 査 事 項			10月分							11月分							12月分						
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
商 品 販 売 額	0101	織 維 品																					
	0102	衣 服 ・ 身 の 回 り 品																					
	0103	農 畜 産 物 ・ 水 産 物																					
	0104	食 料 ・ 飲 料																					
	0105	医 薬 品 ・ 化 粧 品																					
	0106	化 学 製 品																					
	0107	石 油 ・ 石 炭																					
	0108	鉱 物																					
	0109	鉄 鋼																					
	0110	非 鉄 金 属																					
	0111	一 般 機 械 器 具																					
	0112	自 動 車																					
	0113	そ の 他 の 輸 送 用 機 械 器 具																					
	0114	家 庭 用 電 気 機 械 器 具																					
	0115	そ の 他 の 機 械 器 具																					
	0116	建 築 材 料																					
	0117	紙 ・ 紙 製 品																					
	0118	そ の 他 の 商 品																					
	0119	合 計																					
販 売 先 別	0121	商 品 輸 出 額																					
	0122	輸 入 品 の 国 内 卸 売 販 売 額																					
	0123	国 内 仕 入 品 の 国 内 卸 売 販 売 額																					
期 末 商 品 持 有 額	0101	織 維 品																					
	0102	衣 服 ・ 身 の 回 り 品																					
	0103	農 畜 産 物 ・ 水 産 物																					
	0104	食 料 ・ 飲 料																					
	0105	医 薬 品 ・ 化 粧 品																					
	0106	化 学 製 品																					
	0107	石 油 ・ 石 炭																					
	0108	鉱 物																					
	0109	鉄 鋼																					
	0110	非 鉄 金 属																					
	0111	一 般 機 械 器 具																					
	0112	自 動 車																					
	0113	そ の 他 の 輸 送 用 機 械 器 具																					
	0114	家 庭 用 電 気 機 械 器 具																					
	0115	そ の 他 の 機 械 器 具																					
	0116	建 築 材 料																					
	0117	紙 ・ 紙 製 品																					
	0118	そ の 他 の 商 品																					
	0119	合 計																					
0201	月 末 従 業 者 数		人							人							人						
備考																							



商業動態統計調査
基幹統計 商業動態調査票
(大規模卸売店用)

甲

提出先	経済産業大臣
提出日	翌月15日
部数	1部

年 1 月 分

●この調査票は、1月分調査としての報告のみに使用します。
●記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。
★前月分(1・2月分)から継続して調査対象の事業所は、1・2月分商品卸売販売額(1・1欄、1・2欄)、1・2月末商品手持額(1・1欄)に記入の必要はありません。

開始月用

●この調査は、統計法（平成十九年法律第五十三号）に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります

●この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。

●この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めないでください。

名 称	企 業 名	所 在 地	本 社 又 は 本 店 所 在 地	(千 円) (電 話)									
	事 業 所 名		事 業 所 在 地	(千 円) (電 話)									

1-1. 商品販売額及び商品手持額

「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)

商 品 名	番 号	1月分商品卸売販売額						12月分商品卸売販売額★						12月末商品手持額★								
		A						C						D								
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
織 維 品	0101																					
衣服・身の回り品	0102																					
農畜産物・水産物	0103																					
食 料 ・ 飲 料	0104																					
医 薬 品 ・ 化 粧 品	0105																					
化 学 製 品	0106																					
石 油 ・ 石 炭	0107																					
鉱 物	0108																					
鉄 鋼	0109																					
非 鉄 金 属	0110																					
一 般 機 械 器 具	0111																					
自 動 車	0112																					
その他の輸送用機械器具	0113																					
家庭用電気機械器具	0114																					
その他の機械器具	0115																					
建 築 材 料	0116																					
紙 ・ 紙 製 品	0117																					
そ の 他 の 商 品	0118																					
合 計	0119																					

1-2. 販売先別商品販売額

上記1-1の商品販売額の合計(番号0119)の内訳を次の該当する欄に記入してください。

備 考

販 売 先	番 号	1月分商品卸売販売額						12月分商品卸売販売額★														
		A						B														
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円							
商 品 輸 出 額	0121																					
輸入品の国内卸売販売額	0122																					
国内仕入品の国内卸売販売額	0123																					

2. 月末従業員数

番 号	A
0201	人

この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名

報告者の氏名

(電 話)

年 月 日

統計調査番号

調査票番号

年月分

年

月

事業所・企業番号

A 0 3 0 0 0 1 2 0

法人番号

経済産業省(サービス動態統計室)



商業動態統計調査
基幹統計 商業動態調査票
(大規模卸売店用)

年 月 分

提出先 経済産業大臣
提出日 翌月15日
部 数 1部

甲

●この調査は、統計法(平成十九年法律第五十三号)に基づく基幹統計調査で、この調査の対象となつたすべての事業所は報告の義務があります。
●この調査票は、商業動態統計を作成するために使用するもので、個々の調査票は、統計作成の目的以外には使用されません。
●この調査は、事業所ごとの調査ですから、支店などをもっているときは、その支店などの分は含めないでください。

名	企業名	所在地	本社又は本店所在地	(〒 -)(電話 - -)
称	事業所名	所在地	事業所所在地	(〒 -)(電話 - -)

1-1. 商品販売額及び商品手持額		「¥」記号は付けないでください。(単位:百万円。消費税額を含む。)													
商 品 名	番 号	月 間 商 品 卸 売 販 売 額							期 末 商 品 手 持 額						
		A							B						
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円
織 維 品	0101														
衣 服 ・ 身 の 回 り 品	0102														
農 畜 産 物 ・ 水 産 物	0103														
食 料 ・ 飲 料	0104														
医 薬 品 ・ 化 粧 品	0105														
化 学 製 品	0106														
石 油 ・ 石 炭	0107														
鉱 物	0108														
鉄 鋼	0109														
非 鉄 金 属	0110														
一 般 機 械 器 具	0111														
自 動 車	0112														
その他の輸送用機械器具	0113														
家庭用電気機械器具	0114														
そ の 他 の 機 械 器 具	0115														
建 築 材 料	0116														
紙 ・ 紙 製 品	0117														
そ の 他 の 商 品	0118														
合 計	0119														

1-2. 販売先別商品販売額		上記1-1の商品販売額の合計(番号0119)の内訳を次の該当する欄に記入してください。							備 考
販 売 先	番 号	月 間 商 品 卸 売 販 売 額							
		A							
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万円	
商 品 輸 出 額	0121								
輸入品の国内卸売販売額	0122								
国内仕入品の国内卸売販売額	0123								
2. 月末従業者数		番 号	A						
		0201	人						

この調査票の内容について照会されたときに答えることのできる人の所属名及び氏名										年 月 日							報告者の氏名
(電話 - -)																	
統計調査番号	調査票番号					年月分		事業所・企業番号									
A 0 3	0	0	0	0	1	2	0										

法人番号																	
------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

経済産業省(サービス動態統計室)

●記入に当たっては、裏面の記入注意のほか、記入要領を参照してください。

毎月用



政府統計

リサイクル適性 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。